

12月定例会の あらまし

12月定例会は、12月5日から12月22日までの18日間の会期で開催しました。

条例改正・一般会計補正予算・特別会計補正予算・陳情等を審議しました。

審査の結果、平成16年度鶴田町歳入歳出決算を除き提案された議案は全て原案どおり可決しました。

町民センターつるだ荘に 指定管理者制度を導入

町民センターつるだ荘の管理運営については、条例等の不備が指摘されていましたが、

指定管理者の導入は、町民センターつるだ荘が第1号となりました。

今回、条例の一部改正を行い、鶴田振興協会を指定管理者に指定しました。



町民センターつるだ荘

宮之城東谷団地8戸が完成

旧東谷団地の住宅は、建築予定38戸のうち、この度8戸が完成しました。名称は「宮之城東谷団地」に変更されました。



宮之城東谷団地

簡易水道使用料金を統一

宮之城簡易水道事業、鶴田中央簡易水道事業、鶴田簡易水道事業、薩摩簡易水道事業の水道使用料金及び給水負担金はそれぞれ異なっていました。水道使用料金及び給水負担金の統一については、2議員から「財政が厳しいなか簡易水道使用料金を下げることで一般会計から簡易水道事業会計への財政負担が必要となり財政を圧迫する」などとして反対討論があり、こ

れに対し2議員から「合併協議でも水道使用料金を統一するとされており、地域間格差を無くし生活者の立場から合併して良かったと言える施策でもある」として賛成討論がありました。

採決の結果、賛成多数で原案どおり可決されました。

平成18年4月分から水道使用料金及び給水負担金が統一されます。



簡易水道を使い食事の準備